

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別08 R0
提出年月日	2022年4月15日

設備の所掌に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別08】の新規作成版である。

目 次

1. 概要..... 1
2. 保安規定における設備所掌に係る変更内容に関する説明..... 1

添付 加工施設保安規定変更内容に係る詳細説明（設備所掌に係る事項）

1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定変更認可申請（以下「保安規定」という。）における変更内容である「施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長」、「巡視点検を行う設備等」、「保安上特に管理を必要とする設備」及び「放射線測定器類」について説明するものである。

2. 保安規定における設備所掌に係る変更内容に関する説明

「施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長」（保安規定別表1）、「巡視点検を行う設備等」（保安規定別表3）、「保安上特に管理を必要とする設備」（保安規定別表5）及び「放射線測定器類」（保安規定別表28）については、複数の理由により変更している。

そのため、各別表における変更内容及び変更理由の詳細を添付に示す。

なお、保安規定変更認可申請書においては、そのうち主たる変更理由である「設備の新設等に伴う施設の管理対象設備の追加及び追加した設備の所掌の明確化」の趣旨を記載している。

加工施設保安規定変更内容に係る詳細説明（設備所掌に係る事項）

現行			変更案			変更内容に係る説明
別表1 施設の管理及び <u>保修</u> に関する業務の担当課長（第8条関係）			別表1 施設の管理及び <u>点検、工事等</u> に関する業務の担当課長（第8条関係）			
施設等	管理担当課長	保修担当課長	施設等	管理担当課長	保修担当課長	
1. 建物	運転管理課長	機械保全課長		—	—	設工認に伴い、施設区分が変更になったため、記載位置を「5. その他の加工施設」へ移動した。
2. <u>上記1. 以外の加工施設</u>	—	—		—	—	
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	1. 濃縮施設			<p>現行では、施設区分でまとめていた項目を設備区分まで細分化した。 なお、本表の記載は設備区分を基本として記載しているが、機器レベルでは地震計、カバー、シート等新設した機器も対象とし追加している。</p>
			(1) <u>カスケード設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(2) <u>UF₆処理設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(3) <u>均質・ブレンディング設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(4) <u>高周波電源設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(5) <u>付着ウラン回収設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	
(1) <u>貯蔵専用区域</u>	運転管理課長	機械保全課長	(1) <u>貯蔵設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	
(2) <u>加工工程内の保管区域</u>	運転管理課長	機械保全課長	(2) <u>搬送設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	
(1) 気体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>IF₇ポンベ（保管廃棄用）</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 液体廃棄物廃棄設備	—	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器の置台</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>液体廃棄物保管廃棄区画（IF₇ポンベ置台）</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. <u>廃油保管廃棄場所</u>			(2) <u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
c. 固形化処理待ち機械油置場			(3) 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
d. 固形化処理作業場所			(4) 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(5) <u>上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(3) 固体廃棄物廃棄設備	—	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備			(2) 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	
(4) 放射線管理施設	—	—	4. 放射線管理施設	—	—	
(1) 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) <u>放射線監視・測定設備</u>	—	—	
(2) <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、HFセンサ、臨界警報装置</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
(3) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) <u>シャワー</u>	放射線管理課長	機械保全課長	
(4) 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	(3) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(5) <u>その他加工設備の附属施設</u>	—	—	(4) <u>モニタリングポスト</u>	放射線管理課長	電気計装保全課長	
(1) <u>非常用通報設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(5) 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
(2) <u>非常用電源設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	5. <u>その他の加工施設</u>	—	—	
(3) <u>分析設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	(1) <u>非常用設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(4) <u>計量設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(2) <u>核燃料物質の検査設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	
(5) <u>洗缶設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	(3) <u>核燃料物質の計量設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
(6) <u>除染設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	(4) <u>洗缶設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	
			(5) <u>除染設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	

現行	変更案		変更内容に係る説明																																																																																																																																																																					
* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長	<u>(6) 通信連絡設備</u> <u>(7) 安全避難通路等設備</u> <u>(8) 溢水防護設備</u> <u>(9) 竜巻防護設備</u> <u>(10) 重大事故等対処資機材</u> <u>(11) 建物</u>	運転管理課長 運転管理課長 運転管理課長 運転管理課長 機械保全課長 運転管理課長	電気計装保全課長 電気計装保全課長 機械保全課長 機械保全課長 機械保全課長 機械保全課長																																																																																																																																																																					
別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係) <table border="1" data-bbox="157 415 937 1822"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th> <th>巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>① ウラン濃縮建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>b. B ウラン濃縮廃棄物室</td><td>—</td></tr> <tr><td>③ 補助建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>④ ウラン濃縮廃棄物建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 使用済遠心機保管建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) カスケード設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) UF₆処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(6) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 貯蔵専用区域</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② 加工工程内の保管区域</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(7) 放射性廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 気体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② 液体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 廃油保管廃棄場所</td><td>—</td></tr> <tr><td>c. 固形化処理待ち機械油置場</td><td>—</td></tr> <tr><td>d. 固形化処理作業場所</td><td>—</td></tr> <tr><td>e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>③ 固体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>(8) 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② エアスニッファ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(9) 非常用電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(11) 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(12) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	(1) 建屋	—	① ウラン濃縮建屋	運転管理課長	② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長	b. B ウラン濃縮廃棄物室	—	③ 補助建屋	運転管理課長	④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長	(2) カスケード設備	運転管理課長	(3) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—	① 貯蔵専用区域	運転管理課長	② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—	① 気体廃棄物廃棄設備	—	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	② 液体廃棄物廃棄設備	—	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	b. 廃油保管廃棄場所	—	c. 固形化処理待ち機械油置場	—	d. 固形化処理作業場所	—	e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	③ 固体廃棄物廃棄設備	—	a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	(8) 放射線監視・測定設備	—	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長	② エアスニッファ	運転管理課長	(9) 非常用電源設備	運転管理課長	(10) 洗缶設備	運転管理課長	(11) 除染設備	運転管理課長	(12) 高周波電源設備	運転管理課長	別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係) <table border="1" data-bbox="976 415 1768 1774"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th> <th>巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>① ウラン濃縮建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>② ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室</td><td>—</td></tr> <tr><td>b. B ウラン濃縮廃棄物室</td><td>—</td></tr> <tr><td>③ 補助建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>④ ウラン濃縮廃棄物建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑤ 使用済遠心機保管建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>(2) カスケード設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) UF₆処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(6) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>1. 濃縮施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) カスケード設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) UF₆処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>2. 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 貯蔵設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF₇ボンベ (保管廃棄用)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF₇ボンベ置台)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 液体廃棄物保管廃棄区画</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>③ 固形化処理待ち機械油置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>④ 固形化処理作業場所</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>4. 放射線管理施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッファ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② エアスニッファ</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. その他の加工施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 非常用設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) 核燃料物質の検査設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 溢水防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(6) 竜巻防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(7) 建物</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	(1) 建屋	—	① ウラン濃縮建屋	—	② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	—	b. B ウラン濃縮廃棄物室	—	③ 補助建屋	—	④ ウラン濃縮廃棄物建屋	—	⑤ 使用済遠心機保管建屋	—	(2) カスケード設備	運転管理課長	(3) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(6) 高周波電源設備	運転管理課長	1. 濃縮施設	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF ₇ ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF ₇ ボンベ置台)	廃棄物管理課長	② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長	③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	4. 放射線管理施設	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長	② エアスニッファ	—	5. その他の加工施設	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	(3) 洗缶設備	運転管理課長	(4) 除染設備	運転管理課長	(5) 溢水防護設備	運転管理課長	(6) 竜巻防護設備	運転管理課長	(7) 建物	運転管理課長	設工認の反映に伴い、安全避難通路等設備を追加した。 設工認の反映に伴い、溢水防護設備を追加した。 設工認の反映に伴い、竜巻防護設備を追加した。 設工認の反映に伴い、重大事故等対処資機材を追加した。(貯水槽) * : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長 建屋の設備区分の変更に伴い、記載位置を「5. その他加工施設」へ変更及び全ての建屋の巡視点検課長が運転管理課長であるため、設備区分でまとめて記載した。 濃縮施設の施設区分を追加した。 高周波電源設備は濃縮施設であるため、記載位置を変更した。 現行では貯蔵設備であるシリンダ及びその置台を貯蔵区域として記載していたが、他の設備と合わせ設備名称で記載することに変更した。 放射性廃棄物の廃棄施設の施設区分を追加した。 気体廃棄物の廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。 IF ₇ ボンベ (保管廃棄用) について、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。 液体廃棄物の廃棄設備について、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。 液体廃棄物保管廃棄区画 (IF ₇ ボンベ置台) について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。 液体廃棄物保管廃棄区画について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。 液体廃棄物の廃棄設備設工認の反映に伴い、設備名称を変更した、また、付番を変更した。 固体廃棄物の廃棄設備設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。 放射線管理施設の施設区分を追加した。 現行の①及び②の項目について、管巡視点検課長が同一で分割する必要がないため統合した。 その他加工施設の施設区分を追加した。 非常用設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。 主要分析ダクトについては、目視可能となったため、核燃料物質の検査設備の巡視点検対象としてを追加した。 設工認の反映に伴い、溢水防護設備を追加した。 設工認の反映に伴い、竜巻防護設備を追加した。
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																																																							
(1) 建屋	—																																																																																																																																																																							
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																							
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—																																																																																																																																																																							
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長																																																																																																																																																																							
b. B ウラン濃縮廃棄物室	—																																																																																																																																																																							
③ 補助建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																							
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																							
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(2) カスケード設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(3) UF ₆ 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																																																							
① 貯蔵専用区域	運転管理課長																																																																																																																																																																							
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
① 気体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
② 液体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
b. 廃油保管廃棄場所	—																																																																																																																																																																							
c. 固形化処理待ち機械油置場	—																																																																																																																																																																							
d. 固形化処理作業場所	—																																																																																																																																																																							
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
③ 固体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
(8) 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																																																							
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長																																																																																																																																																																							
② エアスニッファ	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(9) 非常用電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(10) 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(11) 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(12) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																																																							
(1) 建屋	—																																																																																																																																																																							
① ウラン濃縮建屋	—																																																																																																																																																																							
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—																																																																																																																																																																							
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	—																																																																																																																																																																							
b. B ウラン濃縮廃棄物室	—																																																																																																																																																																							
③ 補助建屋	—																																																																																																																																																																							
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	—																																																																																																																																																																							
⑤ 使用済遠心機保管建屋	—																																																																																																																																																																							
(2) カスケード設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(3) UF ₆ 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(6) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
1. 濃縮施設	—																																																																																																																																																																							
(1) カスケード設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(2) UF ₆ 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(5) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																																																							
(1) 貯蔵設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—																																																																																																																																																																							
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF ₇ ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF ₇ ボンベ置台)	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																																																							
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長																																																																																																																																																																							
4. 放射線管理施設	—																																																																																																																																																																							
(1) 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																																																							
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長																																																																																																																																																																							
② エアスニッファ	—																																																																																																																																																																							
5. その他の加工施設	—																																																																																																																																																																							
(1) 非常用設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(3) 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(4) 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(5) 溢水防護設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(6) 竜巻防護設備	運転管理課長																																																																																																																																																																							
(7) 建物	運転管理課長																																																																																																																																																																							

現行	変更案	変更内容に係る説明																																																		
<p>別表5 保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係） 設備・機器等</p> <table border="1"> <tr><td>カスケード設備</td><td></td></tr> <tr><td><u>廃棄物</u></td><td><u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u></td></tr> <tr><td><u>シリンダ等（洗缶）</u></td><td><u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>中間製品容器</u></td></tr> <tr><td>UF₆処理設備</td><td>槽 コールドトラップ</td></tr> <tr><td>均質・ブレンディング設備</td><td>槽 コールドトラップ</td></tr> <tr><td><u>付着ウラン回収設備</u></td><td><u>槽</u> <u>コールドトラップ</u></td></tr> <tr><td>シリンダ類（過充填防止）</td><td><u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（熱的制限）</td><td><u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（吊上げ高さ制限）</td><td><u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td></tr> <tr><td><u>非常用通報設備</u></td><td><u>ページング装置</u></td></tr> <tr><td>気体廃棄物廃棄設備</td><td>排風機</td></tr> <tr><td>液体廃棄物廃棄設備</td><td>槽類</td></tr> <tr><td>放射線監視・測定設備</td><td>排気用モニタ 換気用モニタ</td></tr> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</p>	カスケード設備		<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u>	<u>シリンダ等（洗缶）</u>	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>中間製品容器</u>	UF ₆ 処理設備	槽 コールドトラップ	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ	<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u>	シリンダ類（過充填防止）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（熱的制限）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（吊上げ高さ制限）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>	気体廃棄物廃棄設備	排風機	液体廃棄物廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ	<p>別表5 保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係） 設備・機器等</p> <table border="1"> <tr><td>カスケード設備</td><td></td></tr> <tr><td>UF₆処理設備</td><td>槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u></td></tr> <tr><td>均質・ブレンディング設備</td><td>槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u></td></tr> <tr><td><u>高周波電源設備</u></td><td><u>高周波インバータ装置</u></td></tr> <tr><td>シリンダ類（過充填防止）</td><td><u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（熱的制限）</td><td><u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（吊上げ高さ制限）</td><td><u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>非常用設備</td><td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td></tr> <tr><td>気体廃棄物の廃棄設備</td><td>排風機</td></tr> <tr><td>液体廃棄物の廃棄設備</td><td>槽類</td></tr> <tr><td>放射線監視・測定設備</td><td>排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u></td></tr> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</p>	カスケード設備		UF ₆ 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>	<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>	シリンダ類（過充填防止）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（熱的制限）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（吊上げ高さ制限）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	気体廃棄物の廃棄設備	排風機	液体廃棄物の廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u>	<p>廃棄物及びシリンダ等（洗缶）については、設備ではなく運用として担保するものとし、削除した。なお、廃棄物及びシリンダ等の管理については、保安規定第23条（臨界安全管理）で管理する。</p> <p>ロータリポンプについては、閉じ込め性能を担保する必要があるため、追加した。</p> <p>サンプル小分け装置、局所排気装置、ロータリポンプについては、閉じ込め性能を担保する必要があるため、追加した。</p> <p>付着ウラン回収設備は、技術基準の適合が確認されていないことから、保安上特に管理を必要とする設備から削除した。なお、今後技術基準への適合に係る設工認の認可後に設備を追加する。 高周波インバータ装置については、閉じ込め性能を担保する必要があるため、追加した。</p> <p>ANSI又はISO規格30B、ANSI又はISO規格48Yについては、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。</p> <p>非常用設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。</p> <p>ページング装置については、仕様表の記載対象外となったことから、削除した。</p> <p>設工認の仕様表に記載されている設備のうち設計基準事故時に周辺環境への影響を監視する設備のため、排気用HFモニタ及びモニタリングポストを追加した。 設備の新設に伴い、HFセンサを追加した。</p>
カスケード設備																																																				
<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u>																																																			
<u>シリンダ等（洗缶）</u>	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>中間製品容器</u>																																																			
UF ₆ 処理設備	槽 コールドトラップ																																																			
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ																																																			
<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u>																																																			
シリンダ類（過充填防止）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（熱的制限）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	<u>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</u> <u>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> <u>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																			
<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>																																																			
気体廃棄物廃棄設備	排風機																																																			
液体廃棄物廃棄設備	槽類																																																			
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ																																																			
カスケード設備																																																				
UF ₆ 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>																																																			
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>																																																			
<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>																																																			
シリンダ類（過充填防止）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（熱的制限）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	<u>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ）</u> <u>ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																			
気体廃棄物の廃棄設備	排風機																																																			
液体廃棄物の廃棄設備	槽類																																																			
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u>																																																			

現行			変更案			変更内容に係る説明
測定器名	数量	点検責任者	測定器名	数量	点検責任者	
別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)			別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)			放射線測定器類として、放射能観測車を追加した。 放射線測定器類として再整理し、本表に全ての放射線測定器類を記載することとしたことから、排気用モニタ、換気用モニタ、臨界警報装置を追加した。 新規追加設備として HF センサを追加した。 点検責任者を変更に伴い、モニタリングポストの記載位置を変更した。また、設工認の反映に伴い、数量の単位を変更した。 廃棄物埋設施設と供用することを明確化した。
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	
・汚染サーベイメータ	10 台		・汚染サーベイメータ	10 台		
・ダストサンプラ	7 台		・ダストサンプラ	7 台		
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台		・可搬式 HF 検知警報装置	7 台		
・退出モニタ	1 台		・退出モニタ	1 台		
・放射能測定装置	3 台		・放射能測定装置	3 台		
・積算線量計	1 式		・積算線量計 ^{*3}	1 式		
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式		・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式		
・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3 式</u>		・ <u>放射能観測車</u> ^{*3}	<u>1 台</u>		
・ <u>気象観測機器</u> ^{*1}	1 式		・ <u>放射能観測車</u> ^{*3}	<u>1 台</u>		
・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}	・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}	
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	
* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2 台</u>		
* 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長 <u>(新規追加)</u>			・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2 台</u>		
			・ <u>HF センサ</u>	<u>30 台</u>		
			・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1 式</u>		
			・ <u>モニタリングポスト</u> ^{*3}	<u>3 台</u>		
			* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			
			* 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			
			* 3 : <u>廃棄物埋設施設と共用する。</u>			